

平成26年度 随時監査（工事監査）の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 随時監査（工事監査）
- 2 監査対象 三鈴川河川改良工事
都市整備部河川排水課
- 3 監査実施期間 平成27年1月26日から平成27年1月28日まで
- 4 監査結果報告 平成27年3月31日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【都市整備部河川排水課】

<p>1-1（1）設計に関する書類について ア 「平成18年度三鈴川河川設計業務委託」及び「平成23年度三鈴川河川仮設検討業務委託」の土留め設計において適用した設計基準は『土工指針』と記されている。監督員によれば、『道路土工 仮設構造物指針平成11年3月』ということである。設計基準は、設計の基本であり、正式名称で記載すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成27年 1月29日 今後、設計業務委託等を行う際には、適用した設計基準は正式名称にて記載するよう設計受託者に対し改めて指導していくよう課内で周知を図った。</p>
<p>イ 「平成18年度三鈴川河川設計業務委託」及び「平成23年度三鈴川河川仮設検討業務委託」の土留め設計において、以下の点に留意された。 (ア) 上載荷重について、「道路土工 仮設構造物指針 平成11年3月」において『上載荷重は10kNを原則とする。』と規定されているが、仮設道路では上載荷重が考慮されていなかった。指針に基づき上載荷重を考慮すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成27年 1月29日 「道路土工 仮設構造物指針 平成11年3月」に基づき上載荷重を考慮するよう設計受託者に指導するとともに、課内でも周知を図った。</p>
<p>(イ) 鋼矢板の曲げ応力度の許容応力度について、「道路土工 仮設構造物指針 平成11年3月」において『鋼矢板SY295の許容応力度は270N/mm²』と規定されているが、鋼矢板の曲げ応力度の許容応力度は265N/mm²となっていた。根拠を明確にすること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成27年 1月29日 鋼矢板SY295の許容応力度について、「道路土工 仮設構造物指針 平成11年3月」には265N/mm²として記載されていたが、平成11年5月に270N/mm²に訂正がなされた。 本件については、平成11年5月以前に作成された計算ソフトを使用したことが原因であり、適正な設計条件を使用するよう設計受託者に指導するとともに、課内でも周知を図った。</p>

<p>1-3 (6) 施工計画書について 施工計画書は、工事着手前に提出され、監督員により承諾されており適正に整備・保管されていた。ただし、以下の点に留意されたい。 工事仕様書において、「工事中の土留材の変状について観測・測定・工事記録を詳細に取り、監督員が提出を求めた場合、速やかに提出すること。」と記載されているが、施工計画書には、変状についての観測・測定・工事記録の記述がされていない。また、土留材をすでに撤去、埋め戻しが行われた現在も工事記録の提出がされていない。特に堤防道路を通行する一般車両の安全を守るための計測による挙動の監視の重要性を認識し、工事仕様書に基づき、書類の提出を求めること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成27年 1月29日 「工事中の土留材の変状についての観測・測定記録」について受注者に資料を提出させ、土留材の変状がないことを確認した。</p>
<p>2 (6) 現場施工状況調査について 工事用電気は商用電源を使用しており、事前調査で分電盤を2箇所確認したが、施錠がされていなかった。翌日の現場監査ではすでに施錠の処置は施されており、迅速な対応を良とするが、当初からその対応を期待したい。第三者が分電盤を開けることが可能な同様な他の工事に対して、電気事故防止のため分電盤の施錠を周知すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成27年 1月26日 分電盤の施錠については、即日に受注者へ指導し改善するとともに、周知徹底を行った。 また今後、他工事を実施する際には受注者への指導を徹底するよう課内で周知を図った。</p>
<p>4 (1) 河川改修・改良工事について 河川改修・改良工事は、市民の安全確保において重要な工事である。南海トラフ地震に備えたハザードマップの考え方を考慮し、長期的な視点で改修・改良工事を進めること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成27年 4月 1日 津波の遡上に関しては各河川の下流にある樋門管理者に適正な操作を働きかけるとともに、河川改修については順次計画的に進めていく。</p>
<p>4 (2) 転落事故への対応について 河川へ転落した時に、堤防へ上られる構造となっていない。万が一に備えて河川へ上り下りができる構造物を設置する基準について検討すること。【要望事項】</p>	<p>【検討中】 平成27年 9月30日 河川昇降施設の河川整備の際の設置基準について、他市の事例も調査しながら検討を進めていく。</p> <p>【検討中】 平成28年 3月31日 河川昇降施設の河川整備の際の設置基準について、他市の事例調査を行っている。</p>
<p>4 (3) 遊歩道の植樹について 左岸は遊歩道として整備されている。より市民に親しまれる河川となるよう、遊歩道への植樹について研究すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成27年 4月 1日 河川堤防への植樹については、堤体の強度低下を招く恐れがあることから原則的には行っていない。今後は遊歩道の安全対策や除草を行うことにより市民に親しまれる三鈴川河川の環境づくりに努めていく。</p>
<p>4 (4) 安全管理について 今後の工事施工においても、無事故・無災害で工事を完成できるよう、監督員による安全管理の指導を徹底すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成27年 2月 9日 平成27年2月9日に無事故・無災害にて竣工した。</p>
<p>4 (5) 記録の保存について 工事現場での確認事項は、その記録を文書にして残すこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成27年 4月 1日 三重県公共工事共通仕様書に基づき書面にて記録を残すことを監督員も意識するとともに、受注者に対しても指導していくよう課内で周知を図った。</p>